

令和7年8月25日

件名 新型コロナワクチン定期接種の自己負担額について

令和6年度から定期接種として実施している新型コロナウイルスワクチンについて、自己負担額を昨年度の1,500円から5,000円とすることが決まりました。

◆定期接種対象者（季節性インフルエンザと同様）

- ①65歳以上の方
- ②60～64歳で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

◆接種時期

10月から12月（季節性インフルエンザと同時期）に接種

◆用いるワクチン

流行の主流であるウイルスの状況やワクチンの有効性に関する科学的知見を踏まえて選択する。

◆自己負担額変更の理由

昨年度は、国から「これまで特例臨時接種として国がワクチンの確保や配送支持を行うなど、特別な供給体制を整備して対応を実施してきたため、定期接種への移行期における激変緩和措置」として、接種1回あたり8,300円の助成金が交付されました。しかし、今年度はその助成金が交付されないため、自己負担額を増額する事となりました。

◆実施医療機関

市内医療機関等の委託医療機関

【本件に関する問い合わせ】

保健医療部保健予防課

電話：027-381-6112